

施設における小規模グループケアの実施状況

(単位：か所)

施設種別	施設数	実施施設数	実施率
乳児院	119	29	24.4%
児童養護施設	558	284	50.9%
情緒障害児短期治療施設	27	6	22.2%
児童自立支援施設	56	3	5.4%
合計	760	322	42.4%

(平成18年度)

小規模グループケア実施か所数（都道府県市別）

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設
1	北海道	6		1
2	青森県	4		
3	岩手県	5		
4	宮城県	1		
5	秋田県	1		
6	山形県	2		
7	福島県	6		
8	茨城県	5		
9	栃木県	4		
10	群馬県	6		
11	埼玉県	17		
12	千葉県	4		
13	東京都	2	42	
14	神奈川県	1	10	
15	新潟県		1	
16	富山県		1	
17	石川県		1	
18	福井県		1	
19	山梨県		3	
20	長野県		9	1
21	岐阜県	1	6	
22	静岡県	2	9	
23	愛知県		4	
24	三重県		4	
25	滋賀県	1	4	1
26	京都府		4	
27	大阪府		8	2
28	兵庫県		5	
29	奈良県		3	
30	和歌山県			
31	鳥取県	1	4	1
32	島根県		3	
33	岡山県		8	
34	広島県		1	
35	山口県		4	
36	徳島県	1	2	
37	香川県			
38	愛媛県		2	
39	高知県		6	
40	福岡県	3	6	
41	佐賀県		4	
42	長崎県		3	
43	熊本県		9	
44	大分県		7	1
45	宮崎県	1		
46	鹿児島県		5	
47	沖縄県	1	1	
48	札幌市		3	
49	仙台市		1	
50	さいたま市		1	
51	千葉市			
52	横浜市	2	3	1
53	川崎市			
54	静岡市			
55	名古屋市	1	4	
56	京都市	2	5	
57	大阪市	3	4	
58	堺市		1	
59	神戸市	3	7	
60	広島市		1	
61	北九州市	1	5	
62	福岡市	2	3	
合計	29	280	6	3

(平成18年度)

分園型自活訓練事業の概要

1. 目的

児童養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の自立を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 対象児童

児童養護施設入所児童で、退所前おおむね1年間、自立のための個別指導訓練を必要とする児童。

(2) 実施場所

施設の敷地外の独立家屋、アパート等で通常の生活に必要な設備を有すること。

(3) 定員

認可定員のうち6人程度

(4) 訓練の内容

実務上の責任者（事業担当責任者）を配置し、次の指導項目についてあらかじめ個別指導訓練計画を定め、児童の社会的自立に向けての生活指導等を行う。

- ・自活のための生活指導
- ・職業適性を高める指導
- ・社会参加のための準備指導
- ・学習指導
- ・余暇の活用指導

3. 沿革 平成4年度創設

4. 実施か所数 31か所（平成18年度）

5. 補助単価等

(1) 補助単価 年額4,706千円（平成19年度）

(2) 補助率 国1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2）

分園型自活訓練事業の実施状況
(都道府県市別)

			実施施設数
1	北	海道	
2	青	森県	
3	岩	手県	1
4	宮	城県	1
5	秋	田県	1
6	山	形県	
7	福	島県	
8	茨	城県	3
9	栃	木県	
10	群	馬県	1
11	埼	玉県	3
12	千	葉県	4
13	東	京都	
14	神	奈川県	
15	新	潟県	
16	富	山県	
17	石	川県	
18	福	井県	
19	山	梨県	
20	長	野県	
21	岐	阜県	
22	静	岡県	
23	愛	知県	
24	三	重県	3
25	滋	賀県	
26	京	都府	
27	大	阪府	2
28	兵	庫県	
29	奈	良県	1
30	和	歌山県	
31	鳥	取県	
32	島	根県	1
33	岡	山県	
34	広	島県	
35	山	口県	1
36	徳	島県	1
37	香	川県	
38	愛	媛県	
39	高	知県	
40	福	岡県	1
41	佐	賀県	1
42	長	崎県	
43	熊	本県	1
44	大	分県	
45	宮	崎県	
46	鹿	児島県	
47	沖	縄県	
48	札	幌台市	
49	仙	台市	
50	さい	たま市	
51	千	葉市	
52	横	浜市	1
53	川	崎市	
54	静	岡市	
55	名	古屋市	
56	京	都市	
57	大	阪市	
58	堺	市	1
59	神	戸市	1
60	広	島市	
61	北	九州市	1
62	福	岡市	1
	合	計	31

(平成18年度)

大舎・中舎・小舎の比較

	児童養護施設		児童自立支援施設		情緒障害児短期治療施設	
	数	割合	数	割合	数	割合
大舎	393	70.6%	4	6.9%	27	87.1%
中舎	94	16.9%	17	29.3%	0	0.0%
小舎	120	21.5%	48	82.8%	4	12.9%

(資料)

児童養護施設：全国児童養護施設協議会調べ(H17. 4. 1現在 557施設、複数回答あり)

児童自立支援施設：全国児童自立支援施設協議会調べ(平成18年度 58施設)

情緒障害児短期治療施設：全国情緒障害児短期治療施設協議会調べ(平成18年10月1日現在)

心理療法担当職員の概要

1. 趣 旨

児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする子どもに、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施することにより、子どもの安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることを目的とする。

2. 対象施設

虐待を受けた子ども等に心理療法を行う職員を配置する施設は、次の通り。

- (1) 虐待、ひきこもり等の理由により心理療法が必要と児童相談所長が認めた子どもが10名以上入所していること。
- (2) 心理療法を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

3. 心理療法を担当する職員

心理療法を担当する職員は、大学の学部で心理学を修め学士と称することを得るものであって個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同じ程度と認められる者とする。

4. 心理療法を担当する職員の業務内容

- (1) 心理療法
- (2) 生活場面面接
- (3) 児童養護施設職員等への助言
- (4) 処遇会議への出席
- (5) その他

5. 沿革
- | | | |
|--------|----|----------------------|
| 平成11年度 | 創設 | (児童養護施設を対象) |
| 平成13年度 | 拡充 | (乳児院、母子生活支援施設を対象に追加) |
| 平成18年度 | 拡充 | (常勤化、児童自立支援施設を対象に追加) |

6. 補助率 1/2 (国1/2 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2)
(国1/2 都道府県1/4 市及び福祉事務所設置町村1/4)

※中核市・市及び福祉事務所設置町村は、母子生活支援施設のみ該当

7. 予算額等

- | | |
|-------------------|-----------|
| ○平成19年度予算額 | 1, 279百万円 |
| 1か所当たり単価 | 5, 327千円 |
| ○実施か所数 (平成18年度実績) | |
| 乳児院 | 36か所 |
| 児童養護施設 | 373か所 |
| 母子生活支援施設 | 65か所 |
| 児童自立支援施設 | 15カ所 |

心理療法担当職員の配置状況（都道府
県市別）

		乳児院	児童養護施設
1	北海道		4
2	青森県		1
3	岩手県		5
4	宮城県		
5	秋田県		4
6	山形県		3
7	福島県		6
8	茨城県	1	9
9	栃木県		4
10	群馬県		6
11	埼玉県	1	14
12	千葉県	2	8
13	東京都	8	49
14	神奈川県	1	10
15	新潟県		1
16	富山県		1
17	石川県		1
18	福井県		
19	山梨県		4
20	長野県		11
21	岐阜県		7
22	静岡県	2	6
23	愛知県		9
24	三重県	1	5
25	滋賀県		4
26	京都府		3
27	大阪府		19
28	兵庫県	1	11
29	奈良県		3
30	和歌山県		2
31	鳥取県		4
32	島根県		3
33	岡山県	1	5
34	広島県		4
35	山口県		8
36	徳島県		7
37	香川県	1	3
38	愛媛県		3
39	高知県		
40	福岡県	3	9
41	佐賀県		3
42	長崎県	1	7
43	熊本県		7
44	大分県		8
45	宮崎県	1	9
46	鹿児島県	1	10
47	沖縄県	1	8
48	札幌市		4
49	仙台市		4
50	さいたま市		2
51	千葉市		2
52	横浜市	2	2
53	川崎市		2
54	静岡市		1
55	名古屋市		11
56	京都市	2	6
57	大阪市	2	4
58	堺市		4
59	神戸市	1	11
60	広島市	1	2
61	北九州市		5
62	福岡市	2	3
	合計	36	371

家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の概要

1. 趣 旨

近年、虐待を受けた経験を持つ子どもの入所が、入所児童全体の半数を超える状況にある。このため、入所前から退所後のアフターケアに至る総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置することにより、児童相談所をはじめとする関係機関、子どもを直接ケアする職員、個別対応職員などと連携し、家庭環境の調整の強化を図り、早期の家庭復帰を目指すこととする。

※ 家庭環境の調整とは、児童養護施設等に入所する子どもは、親の離婚、家庭不和、入院または親から虐待を受けた経験があるなど家族間の関係に問題があることから、入所している子ども、保護者、児童相談所、施設等と連携して、家族全般の今後あるべき方向性について話し合うこと。

2. 家庭支援専門相談員の業務内容

- (1) 児童相談所との連絡調整（入所前・入所後）
- (2) 入所を予定している子どもの施設への体験入所の調整（入所前）
- (3) 保護者に対して子どもの施設での生活を説明（入所前・入所後）
- (4) 入所を予定している子どもへの施設での生活を説明（入所前）
- (5) 家族の再統合のための連絡調整（入所後）
- (6) 里親への委託促進など家庭的養護への調整（入所後）
- (7) 入所している子どもの担当職員や自立支援員、個別対応職員などとの連携・協働（入所後）
- (8) その他地域の子育て支援（退所児童に対する生活相談など）（退所後）

3. 沿 革	平成11年度	創設（定員20名以上の乳児院を対象）
	平成14年度	対象を拡充（乳児院の全施設を対象）
	平成16年度	対象を拡充（児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の全施設を対象に追加）
	平成19年度	拡充（定員50名以上の乳児院に、非常勤の家庭支援専門相談員を増配置）

4. 補助率 1/2（国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2）

5. 予算額等

○平成19年度予算額	2,047百万円
1か所当たり単価	5,327千円
○実施か所数（平成18年度実績）	
乳児院	115か所
児童養護施設	520か所
情緒障害児短期治療施設	27か所
児童自立支援施設	37か所

6. 家庭環境の調整の主な内容

- (1) 子どもの学校の状況など子ども生活状況
- (2) 親の職場の状況（生活保護を含めた経済計画）、親の意識の向上など親の状況
- (3) 地域の受け入れ体制の状況（カウンセリング（医療）、社会資源の活用法、相談体制）
- (4) 家族再統合に危機的状況になったときの緊急時の対応

家庭支援専門相談員の配置状況（都道府県市別）

		乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期 治療施設	児童自立支援施 設
1	北海道	2	18	1	3
2	青森県	3	5		
3	岩手県	2	6	1	
4	宮城県	1			
5	秋田県	1	4		1
6	山形県	1	5		
7	福島県	1	7		1
8	茨城県	2	14	1	1
9	栃木県	1	9		
10	群馬県	3	6	1	1
11	埼玉県	2	18		1
12	千葉県	2	14		1
13	東京都	10	37		2
14	神奈川県	3	15		1
15	新潟県	1	5		1
16	富山県	1	3		
17	石川県	1	2		1
18	福井県	2	5		
19	山梨県	1	5		1
20	長野県	4	15	1	1
21	岐阜県	2	10	1	
22	静岡県	3	9	1	1
23	愛知県	3	16	1	1
24	三重県	2	10		
25	滋賀県	1	4	1	
26	京都府	2	6	1	
27	大阪府	3	21	3	2
28	兵庫県	4	12	1	
29	奈良県	2	6		
30	和歌山県	1	6		
31	鳥取県	2	5	1	1
32	島根県	1	3		1
33	岡山県	1	12	1	1
34	広島県	1	8		
35	山口県	1	10	1	1
36	徳島県	1	7		1
37	香川県	1	3	1	1
38	愛媛県	2	9		
39	高知県	1	8	1	1
40	福岡県	3	11	1	1
41	佐賀県		6		
42	長崎県		10	1	1
43	熊本県	3	12	1	1
44	大分県	1	9		1
45	宮崎県	1	9		
46	鹿児島県	3	14	1	1
47	沖縄県	1	5		1
48	札幌市		5		
49	仙台市	1	4		
50	さいたま市	1	1		
51	千葉市	1	2		
52	横浜市	3	7	1	2
53	川崎市	1	1		
54	静岡市	1	1		
55	名古屋市	3	14	1	1
56	京都市	2	7		
57	大阪市	4	9	2	
58	堺市		4		
59	神戸市	3	14		1
60	広島市	1	3		
61	北九州市	1	6		
62	福岡市	2	3		
63	横須賀市		1		
64	金沢市	1	4		
	合計	115	520	27	37

(平成18年度)

個別対応職員の概要

1. 趣 旨

問題行動の多い子どものケアに一般職員がかかりきりとなり、他の子どもへのケアが低下するおそれがあることから、平成13年度より、児童養護施設のうち定員50名以上に1人の個別対応職員を配置してきたところであるが、児童養護施設はもとより、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設においても虐待を受けた子どもの入所が増加していることから、これら全施設に個別対応職員を配置することにより、虐待を受けた子どものケアの向上を図る。

2. 事業内容

個別対応職員が、職員と子どもとの1対1の関係をつくり、問題を起こした子どもへの個別面接、創作活動、生活場面での個別対応、保護者への定期的なケア、一般職員へのアドバイス等を行う。

3. 沿 革
- | | |
|--------|--|
| 平成13年度 | 創設（定員50名以上の児童養護施設を対象） |
| 平成16年度 | 対象を拡充（児童養護施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の全施設を対象） |
| 平成19年度 | 拡充（常勤化） |

4. 補助率 1/2 （国1/2 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）
（国1/2 都道府県1/4 市及び福祉事務所設置町村1/4）
※中核市・市及び福祉事務所設置町村は、母子生活支援施設のみ該当。

5. 予算額等

○平成19年度予算額	2,455百万円
1か所当たり単価	5,327千円
○実施状況（平成18年度実績）	
児童養護施設	510か所
母子生活支援施設	111か所
情緒障害児短期治療施設	26か所
児童自立支援施設	35か所

個別対応職員の配置状況（都道府県市別）

	児童養護施設	情緒障害児短期 治療施設	児童自立支援施設	
1	北海道	17	1	3
2	青森県	5		
3	岩手県	6	1	
4	宮城県	1		
5	秋田県	4		1
6	山形県	5		
7	福島県	8		1
8	茨城県	14	1	1
9	栃木県	9		
10	群馬県	6		1
11	埼玉県	18		1
12	千葉県	14		1
13	東京都	37		2
14	神奈川県	15		1
15	新潟県	5		1
16	富山県	2		
17	石川県	3		1
18	福井県	2		
19	山梨県	5		1
20	長野県	15	1	1
21	岐阜県	9	1	
22	静岡県	10		
23	愛知県	11	2	1
24	三重県	10		
25	滋賀県	4	1	
26	京都府	6	1	1
27	大阪府	22	3	2
28	兵庫県	13	1	1
29	奈良県	6		
30	和歌山県	6		
31	鳥取県	5	1	1
32	島根県	3		1
33	岡山県	12	1	1
34	広島県	7		
35	山口県	10	1	
36	徳島県	7		1
37	香川県	3		1
38	愛媛県	8		
39	高知県	7	1	1
40	福岡県	11	1	1
41	佐賀県	6		
42	長崎県	9	1	
43	熊本県	11	1	1
44	大分県	9		1
45	宮崎県	9		
46	鹿児島県	13	1	1
47	沖縄県	6		1
48	札幌市	4		
49	仙台市	4	1	
50	さいたま市	2		
51	千葉市	2		
52	横浜市	7	1	2
53	川崎市	2		
54	静岡市	1		
55	名古屋市	14	1	1
56	京都市	7		
57	大阪市	9	2	
58	堺市	4		
59	神戸市	14		
60	広島市	3		
61	北九州市	5		
62	福岡市	3		
63	横須賀市	1		
64	金沢市	4		
	小計	510	26	35

(平成18年度)

被虐待児受入加算の概要

1. 趣 旨

全国の児童相談所に寄せられる虐待の相談処理件数は、平成11年から16年度にかけて約3倍となるなど急増しており、今日では児童養護施設に新規に入所する子どものほぼ半数が虐待を受けた経験を有している状況にある。

虐待を受けた子どもは、愛着障害等特有の行動を示す傾向が強く、ケアする職員の肉体的・精神的負担は他の子どもに比べて非常に大きい。

このため、各施設における虐待を受けた子どもの受け入れ数（入所後1年間）に応じて、カウンセリング等の心理療法を実施する心理療法担当職員、主に乳幼児等の対応にあたる看護師等の雇上げや子どもの日常の生活諸費に充てる被虐待児受入加算を支弁する。

2. 実施施設

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設（全施設）

3. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市町村

※ 中核市・市町村については、母子生活支援施設のみ

4. 沿革 平成16年度 創設

5. 補助単価等（平成19年度）

(1) 補助単価 1人当たり 月額 26,200円（入所後1年間のみ支弁）

(2) 補助率 1/2（国1/2 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）

（国1/2 都道府県1/4 市及び福祉事務所設置町村1/4）

※中核市・市及び福祉事務所設置町村は、母子生活支援施設のみ該当

※ 経費の性格

当該加算は、人件費や、子どもの日常の生活諸費に充てられるものとする（事業費）。

被虐待児受入加算の実施状況
(平成16年度)

(単位：か所)

施設種別	施設数	実施施設数	実施率
乳児院	117	107	91.5%
児童養護施設	557	527	94.6%
情緒障害児短期治療施設	25	23	92.0%
児童自立支援施設	56	40	71.4%
合計	755	697	92.3%

家族療法事業の概要

1. 趣 旨

近年、児童養護施設等においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しており、施設に入所している子どものみならず、早期家庭復帰を図るためには家族全体に対するきめ細やかな心理的ケアを行うことが必要となってきた。

このため、施設に入所している子どもを含む家族全体に対する心理療法を行うことにより、家庭機能の回復及び子どもの生活環境調整を図り、もって子どもの健全な自我形成への支援を図る。

2. 事業内容

対象となる子ども等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画を立て、面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション及び家庭訪問治療等を行う。

それぞれの治療場面においては、心理療法担当職員による心理的な関わりと児童指導員（非常勤）による生活指導的な関わりの両面から家族全体を援助する。

3. 対象となる子ども及び家族

- (1) 当該施設に措置されている子どものうち、家庭環境の調整が必要と施設長が認める子どもとその家族。
- (2) 児童相談所、家庭児童相談室、当該施設等が相談を受けた子どもとその家族のうち、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長が適当と認めたもの。

4. 実施主体 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市

5. 沿 革
- | | |
|--------|-----------------------------|
| 平成6年度 | 創設（情緒障害児短期治療施設を対象） |
| 平成18年度 | 対象を拡充（乳児院、児童養護施設及び児童自立支援施設） |

6. 経 費

児童入所施設措置費の加算分（児童指導員（非常勤）の雇上費及び家庭訪問治療に必要な旅費を算定）として支弁。

※1施設当たり年額

実施延家族数が年間125家族以上	2,000,000円
実施延家族数が年間125家族未満	1,000,000円

7. 予算額等

○平成19年度予算 218百万円（対前年度同額）

(1) 補助率 1/2（国1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2）

(2) 実施か所数（平成18年度実績）

児童養護施設	152か所
乳児院	12か所
児童自立支援施設	0か所
情緒障害児短期治療施設	21か所

家族療法事業の実施状況

	実施施設数 (A)	実施家族数 (実数) (B)	実施家族数 (延べ数) (C)	1家族平均 実施回数 (C) / (B)	1施設平均 実施家族数 (B) / (A)	1施設平均 実施回数 (C) / (A)
平成16年度	20	1,614	17,286	10.7	80.7	864.3
入所児童	20	632	8,435	13.3	31.6	421.8
通所児童	9	124	1,778	14.3	13.8	197.6
在宅児童	11	858	7,073	8.2	78.0	643.0
平成17年度	21	1,724	19,256	11.2	82.1	917.0
入所児童	21	652	10,059	15.4	31.0	479.0
通所児童	11	148	1,835	12.4	13.5	166.8
在宅児童	12	924	7,362	8.0	77.0	613.5

資料：家庭福祉課調べ